

## 10 原子力発電に依存しないための再生可能エネルギーの利用拡大と電力事業の自由化の推進

(経済産業省、資源エネルギー庁、総務省、金融庁)

原子力発電に依存しない電力供給体制をできるだけ早期に構築することが、国民的課題である現在、当面の代替エネルギー確保とともに、市民や事業者の徹底的な節電や省エネルギーの取組と再生可能エネルギーの飛躍的導入による自立分散型電源の活用に加え、電力自由化により事業者が公平に参入できる環境が求められます。

京都市におきましても、「エネルギーの地産地消」を推進するため、住宅用太陽光発電・蓄電システムなど設置補助制度の拡充、市民の誰もが再生可能エネルギーの導入に貢献できる「市民協働発電制度」とともに、使用済てんぷら油を回収し、精製した燃料を市バスやごみ収集車に使用するバイオディーゼル燃料化事業を全国最大規模で実施しております。

また、産学公連携により京都ならではのスマートコミュニティの構築を目指し、岡崎地域におけるエネルギーネットワーク形成に向けた実証事業に着手しております。

このような、再生可能エネルギーの利用拡大や基盤となる新たなエネルギー政策の推進は、国と地域が歩調を合わせて取り組む課題であるため、次のとおり求めます。

### 提案・要望事項

- 1 原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策の抜本的な転換及びエネルギー基本計画の早期策定
- 2 再生可能エネルギー利用拡大と推進のための措置
  - (1) バイオディーゼル燃料を軽油に混合して使用する際の軽油引取税の免税
  - (2) 再生可能エネルギー利用設備や、蓄電池、エネルギーマネジメントシステムなど「エネルギーの地産地消」を進める設備の導入促進
  - (3) 住宅用太陽光発電システム、蓄電システムなど設置補助制度の継続
  - (4) 公共施設の屋根について長期間の使用を可能とする仕組みや、税制上の優遇措置など、「屋根貸し制度」の普及に向けた制度の整備
  - (5) 地域における「スマートコミュニティ」形成に向けた、需要家間相互の電力融通等を実現するために必要な規制緩和等の推進
- 3 発電部門や電力小売部門の自由化に向けた関連法制度の着実な整備

所管の省庁課：経済産業省（商務情報政策局情報通信機器課）、資源エネルギー庁（省エネルギー・新エネルギー部政策課、同新エネルギー対策課、資源・燃料部石油流通課、電力・ガス事業部政策課）、総務省（自治行政局行政課、自治税務局都道府県税課）、金融庁（総務企画局政策課）

京都市の担当課：環境政策局 地球温暖化対策室「DO YOU KYOTO?」プロジェクト推進担当課長 松浦卓也、創エネルギー・省エネルギー担当課長 荻原博 TEL 075-222-4555、環境政策局 循環型社会推進部 循環企画課 バイオマス担当課長 堀寛明 TEL 075-213-4930、行財政局 税務部 税制課 税制企画担当課長 佐藤晋一 TEL 075-213-5200、産業観光局 新産業振興室 グリーンイノベーション創出支援課長 西田祐司 TEL 075-222-3324

## 原子力発電に依存しないエネルギー政策に向けた取組

京都市は、株主として以下の項目を関西電力（株）に提案

◆ 株主提案の項目	
1 脱原発依存と安全性の確保	4 電力需要の抑制と新たなサービスの展開
2 経営の透明性の確保	5 取締役の責任免除
3 取締役の報酬の開示	6 代替電源の確保
	7 事業形態の革新

➡ **原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けたエネルギー政策の抜本的な転換及びエネルギー基本計画の早期策定を！**

## バイオディーゼル燃料（BDF）を軽油に混合して使用する際の軽油引取税の免税

<概要>

○本市ではBDFを積極的に活用。利用量は、年間約0.13万kL

○国内全体の利用量は拡大しているものの、年間約2万kL（軽油販売量のわずか約0.1%）

<課題>

○BDFを軽油に混合して利用する際に、軽油引取税が課税（32.1円/L）される。

軽油引取税を免税した場合の軽減額

5%混合（BDF5）…1L当たり1.6円の軽減

全国最大規模で実施！



植物油の製造・使用



植物油の原料となる植物が大気中のCO2を吸収し、その廃油を軽油の代わりに利用することで、CO2の削減に貢献

家庭からのてんぷら油回収

京都市 廃食用油燃料化施設



市バス93台  
ごみ収集車136台

➡ **バイオディーゼル燃料を軽油に混合して利用する際の軽油引取税の免税を！**

## 「エネルギーの地産地消」を進める設備の導入促進、住宅用太陽光発電、蓄電設置補助制度等の継続

<概要>

○蓄電池は電力ピークカット、系統安定化に効果  
○太陽光発電や蓄電池、エネルギーマネジメントシステムを組み合わせることで、停電時の非常用電源として活用することも可能

<課題>

○蓄電池を含むシステムは買取価格が低い（太陽光発電設備単独38円/kWh、蓄電池併設31円/kWh）  
○太陽光発電、蓄電設備設置補助制度が平成25年度をもって終了

➡ **●蓄電池併設の場合にも太陽光発電単独設置時と同等の買取価格設定を！  
●平成25年度までとされている住宅用太陽光発電、蓄電設備設置補助制度の継続を！**

## 「屋根貸し制度」を活用した市民協働発電制度の普及に向けた制度整備

市民協働発電制度のイメージ図



固定資産税や所得税の軽減などの税制優遇措置が必要！

長期間使用を担保できる仕組みが必要！

☀️ <市民協働発電制度の概要>

○運営主体が市民の出資をもとに太陽光発電を設置  
○固定価格買取制度による売電収益を配当金として市民に還元

<課題>

○公共施設の屋根については、**短期使用が前提の目的外使用許可しか認められていない**ため、長期間の事業の継続性が担保されていない。

○税制上の課題

- ・太陽光発電設備に係る**固定資産税の軽減措置（税額の1/3を軽減）が平成25年度をもって終了**
- ・配当金など出資した場合に課税される**所得税の軽減措置がない。**

➡ **「屋根貸し制度」を活用した市民協働発電制度の更なる普及促進を図るための制度整備を！**